

トライアル雇用奨励金

平成28年4月1日改正

ハローワーク等の紹介により未経験の者等を**試験的に雇用**する場合受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している会社
- ☑ 「ハローワーク等の紹介」により下記のトライアル対象者を**試験的に雇用**する会社
- ☑ 採用日前後6ヶ月間に、会社都合により離職させていない会社

トライアルの対象者ってどんなひと？

対象者かどうかは、ハローワーク等が判断します。もしかしてと思ったら確認してみましょう！

- ・就労経験のない職種または業務に就くことを希望する者
- ・学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就いていない
- ・離転職を繰り返している者（過去2年以内で2回以上離転職）
- ・直近で1年を超えて離職している者
- ・妊娠、出産、育児を理由に離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
- ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・季節労働者
- ・日雇労働者 ・ホームレス ・生活保護受給者 など

トライアル対象者を雇ったら2週間以内に計画書を提出！

助成額

4万円×最大3ヶ月=12万円

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人につき**月額5万円**

特開金との併用が可能になりました！
使いやすさは一番！！



助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。